

2025年2月 改正 1

登録橋梁基幹技能者
資格更新案内・申込要領
2024年度
(令和 7 年 2 月 5 日より運用)



〒105-0003 東京都港区西新橋1丁目6-11

TEL 03-3507-5233 FAX 03-3507-5235 URL <http://www.jasbc.or.jp/>

資格更新者の方へ

今回、資格更新を迎え、更新手続きをされる方については、日本橋梁建設協会ホームページ『登録橋梁基幹技能者講習募集案内』⇒資格更新をされる方へ⇒「一次申込フォームはこちら」⇒「資格更新 予約へ進む」よりWeb申込願います。

認定講習事務局より資格更新申込者に「一次受付完了」メールが返信されます。

「予約完了メール」に記載のURLを押下すれば、『二次申込』(各種申込書)のデータダウンロード画面に移行できます。

「各種書類アップロード」の前に顔写真用画像ファイルをアップロード願います。

アップロードされていれば申込書(別紙1)に顔写真が自動挿入されます。

”(別紙1)(別紙2)および各種の修了証の写し貼付”を作成し、”資格更新手数料振込”と

”申込書類のアップロード”をお願いします。

詳しくは、後述の「1. 資格更新申込要領」を参照願います。

申込書類の内容確認後、「資格更新用テキスト」及び「資格更新問題」、「解答記入書原紙」を送付いたします。

「解答書」返送後の採点結果判定において「合格」となった場合、新「修了証」の表面に、「この者は、(建設業の種類)について、建設業法第26条第1項の主任技術者の要件を満たす者であると認められます。」と記載された「修了証」を交付します。

【 お知らせ 】

登録基幹技能者講習事務規定改正による申込要領の変更について(国土交通省 事務連絡より)

「登録基幹技能者を主任技術者要件に位置づけることについて(事務連絡 平成29年3月28日付)」

及び「登録基幹技能者講習事務の取扱いについて(通知)(平成30年3月15日)」に伴う「登録橋梁基幹技能者講習事務規定」改正に則り資格更新申込要領の一部を変更します。

(平成30年4月1日施行)

事務規定変更により(別紙2)資格更新実務経験証明書の様式を以下のとおりに変更します。

① (別紙2)資格更新実務経験証明書の様式変更

建設業の種類が複数(鋼構造物工事業、とび・土工工事業)あるため、**単一の建設業の種類を明記**し、その単一建設業における経験年数として、現有「修了証」受領後から資格更新申込直近実務経験(最低職長経験1年以上)を記載し証明願います。

※現有「修了証」で建設業の種類を複数保有されている方は、それぞれの建設業ごとに、現有「修了証」受領後から資格更新申込直近実務経験(最低職長経験1年以上)を記載し証明願います。

建設業の経験記載(1年以上)は、各建設業種類の工事名称・従事期間と重複しないこと。

② 現在保有している建設業以外の種類の追加を希望される場合は、変更後の(別紙2)にて、追加する単一建設業における**経験年数10年以上、その内、職長経験年数が3年以上**であることを証明した実務経験証明書を提出願います。

追加希望建設業の経験記載(10年以上)は、現有建設業の工事名称・従事期間と重複しないよう、ご注意願います。

その他

各種手続きについて

「修了証」再発行、建設業の追加等の各種手続きについては、(一社)日本橋梁建設協会HP「登録橋梁基幹技能者講習募集案内」⇒各種申請の届け出要領にて申込願います。

※「実務経験証明書(別紙2)」は有効期限が2024年度以降の方から、前回更新時以後の実務経験記載となります。(建設業の種類追加の場合は10年以上の記載が必要です)

● 資格更新申込から資格更新 新「修了証」送付までの流れ

資格更新時期の確認

「登録橋梁基幹技能者講習修了証」(以下「修了証」と呼ぶ)の有効期限は「修了証」に記載の修了年月日より5年間(「有効期限」記載あり)その後も5年毎に更新が必要です。更新後「修了証」には「主任技術者の要件を満たす者と認められます」が記載されます。

(2019 年度認定講習修了者の例)

2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年
▲	▲ 1年	▲ 2年	▲ 3年	▲ 4年	▲ 5年
○月○日	○月○日	○月○日	○月○日	○月○日	○月○日

有効期限の1年前より受付開始、3ヶ月前頃までに申込手続き願います。

資格更新期間

資格更新後、新「修了証」を送付(有効期限の1ヶ月前頃)

資格更新申込『Web一次申込』

資格更新『一次申込』

(一社)日本橋梁建設協会ホームページ <http://www.jasbc.or.jp/>

“「登録橋梁基幹技能者講習募集案内」”

⇒ 一次申込フォームはこちら ⇒ 資格更新 予約へ進む

資格更新申込書の提出『Web二次申込』

認定講習事務局より資格更新申込者に「一次受付完了」のメールを返信「予約完了メール」に記載のURLを押下すれば、『二次申込』(各種申込書)のデータダウンロード画面に移行できます。

「各種書類アップロード」の前に顔写真用画像ファイルをアップロード願います。アップロードされていれば申込書(別紙1)に顔写真が自動挿入されます。"「別紙1」(別紙2)および各種の修了証の写し貼付"を作成し、"資格更新手数料振込領収書(写し)"と"申込書類のアップロード"をお願いします。

認定講習事務局にて申込書類の記載内容、返信用封筒の有無および入金確認後「共通テキスト」「資格更新用テキスト」「資格更新問題」「解答書」を送付

- ・ 橋梁工事の安全管理
- ・ 橋梁工事の架設概論
- ・ 橋梁工事の工程・作業手順
- ・ 維持修繕
- ・ 関係法令改訂リーフレット等

送付資料より資格更新問題20問が出題されます。

資格更新確認書・資格更新問題解答書の提出(郵送)

資格更新問題解答書の採点結果、正答率が6割未満の場合は、再試験(別途連絡し確認)を行います。

資格更新「修了証」の送付 新「修了証」受領後、旧「修了証」は、各自で処分願います。

(有効期限の1ヶ月前頃まで)

(資格更新問題採点結果、模範解答を修了証と一緒に送付)

1. 資格更新申込要領

(1) **必要書類** (書類に不備がある場合、更新できない場合がありますのでご注意願います)

- ① 資格更新申込書(別紙1)・・・ 必要箇所に記載、捺印、
資格更新手数料振込領収書(写し)貼付け
- ② 資格更新者実務経験証明書(別紙2)
- ③ 顔写真(横3.0cm×縦4.0cm) (**カラー写真**):サイズ厳守の事。
・・・ i) 申請書には、アップロードした顔写真が自動配置されます。
ii) 写真は上半身無帽、無背景(白色より青色背景が良)申請6ヶ月以内撮影
- ④ 登録橋梁基幹技能者講習修了証・・・現在保有の「修了証」(表・裏面とも写し)
- ⑤ 以下の証明書類(表面・裏面の両面の写しを貼付。
・・・ i) 鋼橋架設等作業主任者技能講習修了証明書の写し
ii) 足場の組立等の作業主任者技能講習修了証明書の写し
iii) 玉掛技能講習修了証明書の写し
iv) 職長教育または職長・安全衛生責任者教育修了証明書の写し
※ 上記**4種類**の資格は**必須**です。(修了証写しが無い場合、資格更新できません)
- ⑥ 返信用封筒・・・ 新「修了証」返送用として、『レターパックライト』1枚
(お届け欄に受取者の住所・氏名・電話番号等を記載)し、一部分を折込
別途送付願います。 (“ご依頼主様保管用シール”は、剥がさないこと)
複数更新者でも修了年月日及び修了証届け先が同じ場合、1枚にて可。
(修了年月日や届け先が異なる場合、異なる枚数分が必要)

(2) 『**一次申込**』 当協会ホームページ『登録橋梁基幹技能者講習資格更新案内』⇒
「資格更新 予約へ進む(マイページログイン)」⇒「修了証番号」「更新者氏名」
「更新者生年月日」「**パスワード**」入力 ⇒「ログイン」を押下 ⇒「資格更新一次申込」
「一次申込へ進む」⇒自動でセットされる更新者情報を確認し、修正がある場合は
内容を訂正し、「確認画面へ進む」を押下 ⇒内容に問題なければ「この内容で
申し込む」を押下すれば一次申込終了。

申込完了後、資格更新申込者へ「一次申込完了のお知らせ」をメールしますので
確認願います。

注1. 資格更新される方は、**必ずWebにての申込**をお願いします。(Web以外の場合は
受理できません)**パスワード(任意)は事前に用意し必ず控えをとって下さい。**
パスワードを紛失した場合は、マイページログイン画面の「パスワードを忘れた方は
こちら」から再設定してください。

注2. 予約数は、**更新申込の場合はログイン中の1名分**のみ申込できます。それぞれの
更新者情報にてログインし、一次申込をお願いします。

(3) 『**二次申込**』 「一次申込完了」返信メールに記載の”URL”からマイページログイン画面
に遷移し、返信メールに記載の”ログインID”と一次申込時の”パスワード”を入力して
「ログイン」を押下すると、マイページ 二次申込書類ダウンロード画面が表示されます。

- ① **最初に「顔写真」画像ファイル**をアップロード画面の所定欄に**アップロード**して下さい。
⇒ 二次申込書類(別紙1)の写真貼付欄に自動配置されます。
「顔写真(カラー)」は上半身無帽、無背景(青色背景が良)、申込6ヶ月以内撮影のもので
横3cm×縦4cmの比率の電子データ(jpg、png、bmpのいずれか)を用意願います。
注) 顔写真画像ファイル名は必ず”**face**”で保存し、アップロード願います。
(他のファイル名では、自動反映されません)

次に以下の書類(別紙1)、(別紙2)について「記入例」を参考に書類作成(入力または印刷し手書き
アップロード画面にアップロードおよび「資格更新手数料振込」願います。

- ② 「資格更新申込書(別紙1)」:作成年月日に記載、氏名欄押印
注)一次申込時に記載した内容は反映済。「一次申込編集」にて変更可。
7. 更新テキスト及び修了証送付先 ”自宅”もしくは”会社”に○印を記載願います。
返信用封筒(レターパックライト)を1枚”お届け欄”記入の上、送付願います。
「修了証」⇒事務局より有効期限の1か月前頃に**会社宛にて郵送**します。
8. 振込領収書添付欄: 振込領収書(資格更新者**人数分一括振込**)写しを貼付け
資格更新者が複数の場合、余白に人数(振込金額)、振込日、振込対象者名全員
を記載し、申込書に該当する振込対象者に○印を記載ください。

(返信用「レターパックライト」送付先)
 一般社団法人 日本橋梁建設協会
 登録橋梁基幹技能者 担当
 〒 105-0003
 東京都港区西新橋1-6-11
 TEL 03-3507-5233

(4) 資格更新申込期間

現有「修了証」に記載されている有効期限1年前の同日より有効期限までの受付となりますが、通信教育期間確保のため、**有効期限の3ヶ月程度前までの申込**をお願いします。
 更新1回目の平成28年12月1日以前、更新2回目の平成23年11月13日以前の「修了証」の保有者で、資格更新をされていない方は、既に「資格失効」のため、新規に「認定講習」を受講され、認定試験に合格すれば有資格者となります。

特別措置期限： 有効期限から、6ヶ月以内に資格更新をすれば、遡って継続有資格者となれる救済期限。⇒(更新申込から更新問題解答で合格した場合)

【 参考 】

更新	修了証発行日	更新手続き期間	特別措置期限	保有者数
1 回 目	令和1年8月1日	2023/8/1 ～ 2024/7/31	～ 2025/1/31	39
	令和1年10月1日	2023/10/1 ～ 2024/9/30	～ 2025/3/31	23
	令和1年12月1日	2023/12/1 ～ 2024/11/30	～ 2025/5/31	26
2 回 目	平成26年8月1日	2023/8/1 ～ 2024/7/31	～ 2025/1/31	43
	平成26年12月1日	2023/12/1 ～ 2024/11/30	～ 2025/5/31	28
3 回 目	平成21年7月13日	2023/7/13 ～ 2024/7/12	～ 2025/1/12	10
	平成21年9月13日	2023/9/13 ～ 2024/9/12	～ 2025/3/12	9
	平成21年10月18日	2023/10/18 ～ 2024/10/17	～ 2025/4/17	3
	平成21年11月15日	2023/11/15 ～ 2024/11/14	～ 2025/5/14	4
	平成22年1月31日	2024/1/31 ～ 2025/1/30	～ 2025/7/30	6

(5) 資格更新手数料

資格更新手数料 8,000 円/人(消費税10%込)

登録番号 T1-0104-0501-0402

※ 振込手数料は申込者の負担となります。
 (複数人数でも、会社名にての一括振込が望ましい)

(6) 振込先

- ・ 振込銀行 みずほ銀行 銀座中央支店
- ・ 預金種別 普通預金
- ・ 口座番号 1133294
- ・ 口座名義 登録橋梁基幹技能者講習 (トウロクキョウリョウキカンギノウシャコウシユウ)

- (7) **必要書類** (書類に不備がある場合、更新できない場合があるので、ご注意下さい)
- ① 資格更新申込書(別紙1) 所定欄に記載、捺印、写真欄に顔写真貼付けのこと
 - ② 資格更新者実務経験証明書(別紙2)
 - イ) 今回の資格更新手続きをされる方は、現在保有の「修了証」に記載されている建設業について、建設業の種類欄「1. 鋼構造物工事業」または「2. とび・土工工事業」の何れかの番号に○印を記載し、更新申込書作成直近までの実務経験(最低職長経験1年以上)を記載し、所属会社代表者押印の証明書を提出して下さい。
 - ロ) 複数の建設業の種類を保有している方は、それぞれの建設業ごと別々に、直近実務経験(最低職長経験1年以上)を記載し、所属会社代表者押印の証明書を提出して下さい。
(建設業の種類毎の、工事名・従事期間は、“重複記載”不可です)
 - ハ) 建設業の種類を追加希望する場合は、追加希望の建設業の種類について現在保有の建設業の種類とは別に、ロ)と同様、追加希望の建設業の種類欄の番号に○印を記入し、10年以上(内、職長経験3年以上)を記載し、所属会社代表者押印の証明書を、別途、提出願います。
(追加する建設業の種類は、所属会社の建設業許可業種に限ります)
- (8) **資格更新テキストおよび資格更新問題の送付**
資格更新申込をされた方には(一社)日本橋梁建設協会より「資格更新テキスト」および「資格更新問題」「改訂された関係法令」等を送付します。
- (9) **資格更新問題解答書・更新修了証記載事項確認書について**
更新申込をされた方には(一社)日本橋梁建設協会より「資格更新問題解答書・更新修了証記載事項確認書」(以下、「解答書」と呼ぶ)を送付します。到着後「解答書」の内容を確認し、解答欄に解答記入後、(一社)日本橋梁建設協会まで郵送にて「解答書」原本の提出をお願いします。**「解答書」返送が無い場合は、資格更新が出来ません。**
- イ) 送付資料より資格更新問題が出題され、「解答書」を事務局へ返送が必須となります。正答率6割以上の方を「合格」とし、更新後の新「修了証」を送付いたします。
 - ロ) 正答率6割未満の方については、解答採点后、2週間以内に、更新希望の有無確認を行い、更新希望の場合、更新問題(再試験)を送付いたしますので、所定期間内に「解答書(再試験)」原本を事務局へ返送願います。
- また、次の事項に該当する方は、以下の対応をお願いします。
- ① 記載事項に誤りがある場合は必ず、「赤」で訂正して下さい。
 - ② 改姓、改名した場合は後日、変更を証明できる公的書類(戸籍抄本等)を提出していただきます。
 - ③ 申込書類に記載の生年月日を訂正した場合は後日、確認のため公的書類(住民票等)を提出していただきます。
- (10) **資格更新期間経過後の特別措置**
有効期限経過後、6ヶ月以内に限り資格更新申込を受付ます。
有効期限より6ヶ月経過後は、資格が失効します。
ただし、有効期限を6ヶ月経過後、1年以内に限り、申込後に開催される直近1回の「認定講習試験」(受講は免除)に合格した場合のみ新規に「修了証」を発行します。
- ① 特別措置の資格更新申込の場合は、申込書に「特別措置」と追記願います。
記入要領等は、通常の資格更新申込書の記入要領と同様とします。
 - ② 認定講習試験を受験する場合の資格更新手数料
認定試験受験の資格更新手数料 10,000 円(振込手数料はご負担願います)
資格更新テキストは送付しますが、認定会場での試験のため「解答書」はありません。
 - ③ 有効期限を経過した場合は、経営審査事項等における加点対象とはなりません。
- ※ 有効期限切れ後12ヶ月以上経過した場合は、新規受講対象者となり、改めて認定講習及び認定試験を受験し、合格すれば、有資格者となります。

(11) 新「修了証」の発送および旧「修了証」の取扱い

資格更新後の「修了証」発送は、有効期限の1ヶ月前頃を目途に送付予定です。
資格更新申込が有効期限直近や期限後の場合、有効期限後の「修了証」発送となりますので、予め、ご承知おき願います。

なお、有効期限より2ヶ月以上前に更新手続き処理済(「解答書」提出済)の方で、有効期限1週間前になっても到着しない場合は、下記の問い合わせ先にメールにて照会して下さい。

資格更新時に旧「修了証」の回収は行いませんので、新「修了証」受領後、各自で処分をお願いします。

(12) 登録基幹技能者の個人情報取り扱いについて(『同意書』の提出)

- イ) 個人情報の取り扱いに係る「プライバシーポリシー」(次頁記載)を必ず確認願います。
 - ロ) 登録基幹技能者制度推進協議会が管理運営する「登録基幹技能者データベース」に認定機関として、資格保有者の個人情報を登録(必須)します。
 - ハ) 資格保有者本人の意思により個人情報の公開に「同意する」または「同意しない」の『登録情報の公開に係る同意書』提出が必須です。(別途資格更新者へ送付します)
- ニ) 資格保有者本人より個人情報公開が了承されたら、(一財)建設業振興基金のHP上で公開されます。
情報の公開はあくまでも、任意のため、「同意しない」場合、情報公開されません。

(13) 問合せおよび連絡先

- イ) 資格更新に関し、ご不明な点がある場合
- ロ) 資格更新後に変更(例:所属会社を変更された方や、住所等変更)がある場合はその都度、下記宛先まで、メールにてご連絡下さい。

一般社団法人 日本橋梁建設協会 事務局 「登録橋梁基幹技能者担当」宛
〒 105-0003
東京都港区西新橋1-6-11 TEL: 03-3507-5233
Mail : jba-kg@jasbc.or.jp

プライバシーポリシー

1. 法令の遵守
（一社）日本橋梁建設協会は、登録橋梁基幹技能者の個人情報を取り扱うにあたり、個人情報保護に関する関係法令等を遵守します。
2. 利用目的
（一社）日本橋梁建設協会が登録橋梁基幹技能者の個人情報を取得する利用目的は次の通りです。ここに定めない目的で取得する場合は、橋梁基幹技能者の個人情報を取得する時に、あらかじめ利用目的を明示して行います。
 - ① 登録橋梁基幹技能者に鋼橋に関連した情報提供をするため
 - ② 登録橋梁基幹技能者の修了証発行等のため
 - ③ 資格制度を整備するデータベースのため（登録情報は氏名・生年月日・修了証番号・更新回数・勤務先を登録します）
 - ④ 個人情報を統計的に集計・分析し、個人を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため
3. 適正な取得
（一社）日本橋梁建設協会は、登録橋梁基幹技能者の個人情報を、偽りその他不正の手段で取得することはいたしません。
4. 第三者への提供
（一社）日本橋梁建設協会は、次の場合を除き個人情報を第三者に提供することは致しません。
 - ① 登録橋梁基幹技能者より、あらかじめ同意を得ている会社に提供する場合
 - ② 法令に基づく場合
 - ③ 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、登録橋梁基幹技能者の同意を得ることが困難であるとき
 - ④ 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要があつて、登録橋梁基幹技能者の同意を得ることが困難であるとき
 - ⑤ 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、登録橋梁基幹技能者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
5. 開示・訂正・削除
（一社）日本橋梁建設協会は個人情報を正確かつ最新の状態で管理するよう努めます。また、登録橋梁基幹技能者本人から管理団体（認定機関・推進協議会）が保有している個人情報の開示を求められたときは所定の手続きに基づき速やかに開示します。その結果、万一、誤った情報があれば速やかに訂正または削除致します。
6. 安全管理
（一社）日本橋梁建設協会は、取扱う個人情報の漏洩、滅失またはき損の防止、その他の安全管理のための必要かつ適切な措置を講じます。
7. 個人情報管理者の指導・監督
（一社）日本橋梁建設協会は、個人情報を担当者に取扱わせるにあたっては、個人情報の安全管理が図られるように継続的に指導するとともに、適切な監督を行います。
8. 委託先の監督
（一社）日本橋梁建設協会は、個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する適切な監督を行います。
9. 苦情対応
（一社）日本橋梁建設協会は、個人情報の取扱いに対する苦情について、適切かつ迅速な対応を致します。
取扱いに関する窓口：（一社）日本橋梁建設協会 電話 03-3507-5233

:着色部「一次申込」入力自動的に反映されます。

(別紙1)

記入例

登録橋梁基幹技能者講習 資格更新申込書

一般社団法人 日本橋梁建設協会 殿

作成日(西暦) 2024 年 4 月 1 日

1. 修了年月日および (修了証番号)	(西暦) 2019 年 8 月 1 日 (第 021927 - 02*** 号)	写真貼付欄
(フリガナ)	(ハガネ ケンジロウ)	二次申込で写真"face"名にてアップロード済であれば、自動貼付けされます
2. 更新者氏名 (押印を忘れずに) 生年月日	鋼 健二郎 (鋼印) 縦 4.0cm (西暦) 1980 年 6 月 12 日生	
3. 更新者住所 (固定電話は任意、携帯電話は可能な限り記載) (E-Mail記載は任意)	〒 104-0061 東京都中央区銀座2丁目2番18号 TEL(固定) TEL(携帯) 080-1234-5678 E-Mail:	横 3.0cm
4. 所属会社名	株式会社 橋梁建設	
5. 実務経験を有する建設業の種類	鋼構造物工事業 とび・土工工事業	
6. 会社所在地 (会社の担当者E-Mailは連絡用のため必須)	〒 105-0003 東京都港区西新橋1丁目6番11号 TEL 03-3507-5225 FAX 03-3507-5235 基幹技能者ご担当 E-Mail: hagane@jasbe.or.jp	
7. 「更新テキスト」送付先 (どちらかに○印) 「修了証」は原則、会社へ郵送	自宅 []	会社 [○]

8. 振込領収書(写し)添付欄 (更新手数料振込領収書写しを下欄または別紙に貼付け)

※ ネットバンキングの場合、振込出力を別に添付可。(縮小コピー貼付け可)

更新手数料 8,000 円/人

※ 複数人を一括振込する場合は、右余白に人数(振込金額)、振込日、振込対象者全員氏名を記載し、申込書に該当する振込対象者に○印を記載ください。
また、振込領収書(写)はそれぞれ貼付ください。

【 振込先 】

振込銀行: みずほ銀行 銀座中央支店

預金種別: 普通預金

口座番号: 1133294

口座名義: 登録橋梁基幹技能者講習
(トウロクキョウリョウキカンギノウシャコウシュウ)

※以下事務局処理欄

書類確認	入金確認

着色部「一次申込」入力自動的に反映されます。

(別紙2)

記入例

資格更新者実務経験証明書

下記の資格更新申請者は建設業法第26条第1項の主任技術者の要件を満たす者であり、実務経験の内容は、以下のとおりであることを証明します。

作成日(西暦) 2024年4月1日

証明者:住所 東京都港区西新橋1-6-11

社名 株式会社 橋梁建設

代表者 代表取締役 鋼鐵 太郎



更新申請者の氏名	鋼鐵 健二郎	受講申請者の生年月日(西暦)	1980年6月12日
使用者の名称	株式会社 橋梁建設	証明者との関係	社員

※実務経験を有する建設業の種類については、「1.鋼構造物工事業」、「2.とび・土工工事業」いずれか1つの番号に○印を付け、資格更新申込直近実務経験(最低職長経験1年以上)を記載願います。なお、職長として従事した工事の職長欄に「職長」と記入願います。

現在保有している建設業以外の種類の追加を希望される場合は、追加する単一建設業における経験年数10年以上(通算120か月以上)の実務経験を記載願います。なお、10年以上の内、職長経験は、最低3年以上(36か月以上)必要。建設業の経験記載(10年以上)は、現有建設業の工事名称・従事期間と重複しないよう、ご注意願います。

作業内容欄には雑務や事務の仕事ではないことを証明する内容で例えば「現場施工」と記入願います。

重複不可

建設業の種類	実務経験の工事名	職長欄	作業内容	実務経験年数(西暦)
1. ○	5号北川高架橋橋体工工事		現場施工	2022年7月～2022年9月(3か月)
	門崎橋(鋼上部工)工事	職長	現場施工	2022年11月～2023年5月(7か月)
	新大川その1工事	職長	現場施工	2023年6月～2024年1月(8か月)
鋼構造物工事業				年 月～ 年 月(か月)
				年 月～ 年 月(か月)
				年 月～ 年 月(か月)
				年 月～ 年 月(か月)
				年 月～ 年 月(か月)
				年 月～ 年 月(か月)
2. とび・土工工事業				年 月～ 年 月(か月)
				年 月～ 年 月(か月)
				年 月～ 年 月(か月)

「職長教育修了証」交付年月日

(西暦) 2018年5月15日

「職長」は交付年月日翌月から記載可 合計: 18か月

(うち職長経験: 15か月)

≥現有資格更新12
工種追加120以上必要
≥現有資格更新12
工種追加36以上必要

合計: 1年6か月

(うち職長経験 合計: 1年3か月)

誓約欄

複数枚の場合は全頁数の値記載

この証明事項に事実と相違がある場合には合格を取り消されても異存のないことを誓約いたします。

更新者本人の署名・捺印⇒ 氏名 鋼鐵 健二郎

(1 / 1)

技能講習修了証 写しの添付欄 (1/2)

(資格者証に複数の資格が記載されている場合は、いずれかの欄に添付、別紙でも可)

i) 鋼橋架設等作業主任者技能講習修了証明書の写し(表・裏の両面をコピー)

縮小して貼付け可

ii) 足場の組立等の作業主任者技能講習修了証明書の写し(表・裏の両面をコピー)

縮小して貼付け可

iii) 玉掛技能講習修了証明書の写し(表・裏の両面をコピー)

縮小して貼付け可

技能講習修了証 写しの添付欄 (2/2)

(資格者証に複数の資格が記載されている場合は、いずれかの欄に添付、別紙でも可)

iv) 職長教育修了証明書または職長・安全衛生責任者教育修了証明書の写し

縮小して貼付け可

v) 登録橋梁基幹技能者講習修了証・・・現在保有している「修了証」(写し)

縮小して貼付け可